

## 国民年金からのお知らせ

### 平成 28 年度

#### ▶国民年金保険料額

月額 16,260円 (昨年度から670円の引き上げ)  
※保険料は、納付書、口座振替、クレジットカード納付、電子納付のいずれかの方法で納付できます。

#### ▶障害基礎年金額

年額 1級 975,100円 (昨年度から据え置き)  
2級 780,100円  
※18歳以下の子がいる場合、別途「子の加算」があります。

#### ▶老齢基礎年金額

年額 780,100円 (昨年度から据え置き)  
※20歳から60歳までの40年間、国民年金保険料を全額納付した場合の年金額です。

現在年金を受給されている人には、6月上旬に日本年金機構より今年度の年金額についてお知らせが送付されます。ご自身の詳しい年金額についてはそちらでご確認ください。

### 国民年金Q&A

Q 会社を辞めました。年金の手続きを教えてください。

A 20歳以上60歳未満で会社等を退職した人は、厚生年金から国民年金(第1号被保険者)へ切り替える必要があります。また、第3号被保険者(厚生年金加入者の被扶養配偶者)であった人も第1号へ種別変更する必要があります。年金手帳と退職日が確認できる書類を持参のうえ、退職後14日以内に市役所で手続きをしてください。なお、退職後すぐに第3号被保険者になる場合は、配偶者の勤務先で第3号加入の手続きをしていただければ市役所での手続きは不要です。

Q 年金手帳を紛失してしまったのですがどうしたらいいですか？

A 再交付できますので、国民年金第1号被保険者は市役所又は住所地の年金事務所、厚生年金加入者は勤務先、第3号被保険者は配偶者の勤務先の所在地を管轄する年金事務所それぞれ再交付申請の手続きをしてください。

★市民課国民年金係 ☎⑤1114  
市民福祉課 ☎②1333  
熊谷年金事務所  
☎048-522-5012

手続き先 市民課(市役所1階)の学生

対象 前年所得が一定額以下の学生

・付加保険料の総納付額  
400円×240月  
＝96,000円

○例 付加保険料を20年間(240月)納付した場合

【追納】の案内  
保険料の免除等を受けていた期間は、将来の年金受給資

対象 国民年金第1号被保険者

用意 年金手帳、印鑑

対象 過去10年以内に、免除、若年者納付猶予、学生納付特例を受けた期間のある人

付要件にも算入されます。対象 前年所得が一定額以下の学生

【学生納付特例制度】の受付を開始しました  
学生のため収入がなく保険料を納めることが経済的に困難な場合は、在学期間中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」を利用しましょう。

用意 年金手帳、印鑑、申請年度の学生証(コピー可)。ただし、有効期限が裏面記載の場合は両面コピー又は在学証明書

増やしませんか  
将来受け取る年金額を  
毎月の定額保険料に付加保険料として月額400円を上乗せして納めると、将来の老齢基礎年金に付加年金が加算されます。加算される付加年金額(年額)は「200円×付加保険料を納めた月数」です。

格期間には算入されますが、受け取る年金額は保険料を全額納付した場合より少なくなります。ただし、これらの期間は10年以内であれば後から保険料を納めること(Ⅱ追納)ができ、追納すると初めから納めていたのと同じ扱いになり、受け取る年金額は減少しません。

4月より平成28年度分の受付を開始しましたので、利用希望者は忘れずに申請してください。

階)又は市民福祉課(アスピアこども内)

・将来受け取れる付加年金額(年額)  
200円×240月  
＝48,000円

※3年度目以降の追納は、当時の保険料に一定の加算金がつきます。

### ▶課税課からお知らせ

## 市民税・県民税のお知らせ

★課税課 ☎⑤1123

### ▶平成 28 年度市民税・県民税税額決定通知書及び納税通知書を発送します

給与から特別徴収されている人には、5月中旬に税額決定通知書を勤務先へ、普通徴収及び公的年金から特別徴収されている人には、6月10日(金)に納税通知書又は税額決定通知書を発送します。

### ▶平成 28 年度(平成 27 年分)所得・課税証明書の発行について

平成 28 年度(平成 27 年分)所得・課税証明書は、6月10日(金)から発行を予定しています。所得・課税証

### 市民税・県民税の納税方法

#### ●普通徴収

納税義務者本人が納付書又は口座振替により、6月、8月、10月、翌年1月の4回の納期で納める方法です。

#### ●給与からの特別徴収

給与支払者が納税義務者の毎月の給与から特別徴収税額を天引きし、6月から翌年5月までの12回で納税義務者に代わって納める方法です。

#### ●公的年金からの特別徴収

年金保険者が納税義務者の年金から公的年金所得に係

明書を発行できる人は次の①～④に該当する人です。該当しない人は、市に課税資料がないため、申告をした後でなければ証明書を発行できません。収入がない人、家族の扶養になっている人も同様です。

- ①市民税・県民税申告をした人
- ②確定申告をした人
- ③勤務先から給与支払報告書が市へ提出されている人
- ④公的年金等支払報告書が市へ提出されている人

※所得・課税証明書は市民税・県民税の税額決定後に発行できます。なお、申告後発行まで1か月以上かかる場合もありますのでご注意ください。

る特別徴収税額を天引きし、4月、6月、8月、10月、12月、翌年2月の6回で納税義務者に代わって納める方法です。平成28年度も引き続き対象者となる人は、前年度の納税通知書又は税額決定通知書に記載されている税額が4月、6月、8月支給の年金から天引きされます。※4月1日現在、65歳以上で介護保険料が年金から天引きされている人は、公的年金からの特別徴収対象者となります。なお、初めて特別徴収が開始される年度は、10月支給の年金から天引きされます。

## 下水道

Sewer

★下水道課 ☎⑤1146

### ▶下水道課からお知らせ

## 下水道の利用地域が拡大しました

### ▶4月から次の地域で下水道が利用できるようになりました

若泉1丁目の一部	若泉2丁目の一部
若泉3丁目の一部	中央1丁目の一部
中央2丁目の一部	中央3丁目の一部
けや木3丁目の一部	児玉町児玉の一部

※早めの接続にご協力をお願いします。

### ▶下水道受益者負担金制度について

公共下水道は、一般の公共施設(道路、公園等)と違い、利用できる地域の人に限られています。そのため、下水道を税金だけで整備すると、下水道が利用できない人も建設費を負担することになり、「公平な負担」の原則に反することになります。そこで、下水道を利用できる人(受益者)が建設費の一部を負担することにより、下水道を整備しています。

### ●このコーナーでは、下水道受益者負担金についてQ&A方式でご説明します。

- Q 負担金は誰が納めるのですか？
- A 平成27年度(一部平成26年度)に整備した区域内にある土地の所有者又は権利者に納めていただきます。
- Q 負担金の額はどれくらいですか？
- A 土地の面積1㎡当たり300円になります。
- Q 負担金の納付について、免除の制度はありますか？
- A ありません。ただし、田・畑・山林等は、宅地として利用するまでの期間、70%を猶予できます(猶予には、猶予申請書の提出が必要です)。
- Q 負担金の納付方法は？
- A 算出した金額を5年に分割し、さらに1年を4期(合計20回)に分けて納付する分納と1年分や5年分など年額分をまとめて第1期(毎年6月末日)に納付する一括納付があります。なお、納付は便利な口座振替が利用できますので、ぜひご利用ください。